

## 遅延理由書

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律第9条の2第1項により施術所を開設した日から10日以内に開設届出書を提出しなければならないところ、(理由) \_\_\_\_\_ のため遅延いたしました。

今後、このようなことのないように注意いたしますので、よろしくお願いたします。

年 月 日

松山市保健所長 殿

住所

氏名